

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

我が国は、南極地域における平和の維持や国際協力等の点で重要な役割を果たしている「南極条約」及び南極地域の環境保護を目的とした「環境の保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」という。）」の締約国であり、環境省は、議定書の国内担保法である「南極地域の環境の保護に関する法律」の所管官庁として、南極条約体制維持の一翼を担っている。

南極条約第7条は、我が国を含む協議国は、南極地域における基地等施設や船舶、航空機等の査察を行う監視員を指名する権利を有するとしている。また、議定書第14条は、南極の環境や生態系の保護を促進するため、単独又は共同して南極条約第7条の規定に従って行われる査察のための措置をとることとされている。

上記規定に基づき、環境省では、平成20年度から外務省や文部科学省との連携のもと、我が国初となる査察実施に向けた検討を行っており、平成21年度事業においては、廃棄物等の専門家から構成される査察団を南極地域に派遣し、同地域に開設されている他協議国基地等の査察を実施するものである。

2. 事業計画

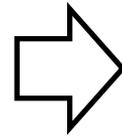
- ①平成20年度の検討結果をもとに、廃棄物等の専門家から構成される査察団を発足させる。なお、査察団の派遣前には、2回程度の会議を開催し、査察の目的や査察実施方策、査察経路等について認識の共有を図る。
- ②査察団を派遣し、同地域に開設されている他協議国基地の査察を実施する。また、その結果を平成22年度事業においてとりまとめた上で英訳を行い、平成23年度にアルゼンチンにおいて開催予定の第34回南極条約協議国会議において報告する。

3. 施策の効果

南極条約協議国の一員としての権利を初めて行使するとともに、南極地域の環境の保護に向けた各国の取り組みを監視し、それらが南極条約や議定書に則り行われているかについて他協議国に報告することにより、南極条約協議国の一員としての役割を果たし、我が国プレゼンスの向上にも資する。

南極条約及び同議定書に基づく査察実施費

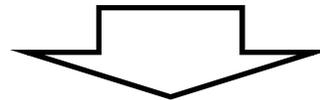
南極条約
(平和利用及び
国際協力の推進)



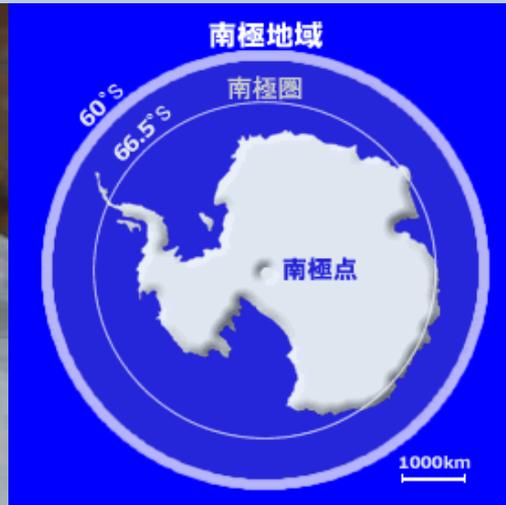
南極条約体制



南極条約議定書
(環境の保護)



南極条約体制に基づき、国際的な南極地域の保護が推進されている



査察の効果:

各南極条約協議国による国際約束の遵守状況を確認し、調査結果を南極条約協議国会議において報告すること等により、南極条約体制の維持に貢献する。我が国南極地域活動(日本南極地域観測隊等)にも活用できる知見を蓄積する。